

小田原市監査委員公表第7号

平成30年6月15日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年3月27日付け監査第68号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	7月分の医業収益に調定漏れがあった。 (医事課)	担当者が作成する調定補助簿に誤りがあったことに起因するが、これは現金計算書及び日計表との照合を適切に行っていれば調定漏れは確認できるものであった。 これまでは現金計算書のみを所属長まで供覧していたが、今後は、調定補助簿、日計表も併せて供覧し、複数人で照合し、調定漏れを防止することとする。
2	業務委託契約において、相手方が小規模事業者であるとして、消費税を支払わない契約を締結している事例が見受けられた。 (福祉政策課)	今後の契約においては、相手方の規模に関わらず消費税を支払う契約を締結するよう改めることとした。

<p>3</p>	<p>契約事務に関し書面の誤りなど不適切な事務が複数見受けられた。(経営管理課)</p>	<p>当該指摘事項にある不適切な事務は、以下の2点である。</p> <p>① 物件供給契約の執行について、予算額の確認を怠り、物件供給調書には誤って前年度の予算額を記載しており、予定価格の設定時には正しい予算額を記載したため、相違が生じた。</p> <p>② 複数の取扱者による同日同時刻に執行した入札や見積り合わせにおいて、同一の立会者が設定されていた。</p> <p>指摘事項①においては、担当者は必ず予算額を確認し、併せて副担当者及び上司の確認も受けることで、適正な事務の執行を行う。</p> <p>指摘事項②においては、毎年度当初に行う契約が全担当合わせて150件程度あるため、入札や見積り合わせのスケジュールが煩雑になりやすいことから、課内で一覧できるタイムスケジュール表を作成し、担当者及び立会者が重複しないようにしながら、契約事務を執行することで、適正化を図る。</p>
<p>4</p>	<p>契約書の収入印紙について、金額に誤りがあるものが見受けられた。 (福祉政策課、高齢介護課、保険課)</p>	<p>印紙税法に該当する契約の締結にあたっては、収入印紙の金額について国税庁が公表している印紙税額一覧表をよく確認し、相手方が貼付した金額に疑義が生じた場合には、印紙税額について税</p>

		務署へ確認するよう指導することとした。
5	市長印が押印されていない契約書が見受けられた。(青少年課)	<p>契約書を作成する際は、市長印の押印箇所を再度確認の上、担当職員が押印した後に、他の職員も契約書に押印されているかを再度確認することとした。</p> <p>また、指摘の内容を課内で共有し、再発の防止を徹底することとした。</p>
6	補助金交付事務について、額の確定に係る事務を行っていないものが見受けられた。(高齢介護課)	額の確定に係る事務を行っていなかった補助金について、平成29年度交付分から補助金額の確定を行い、補助金額確定通知書により補助事業者に通知することにした。
7	補助金交付事務について、額の確定に係る事務を行っていないものが見受けられた。(子育て政策課)	<p>補助金額の確定に係る事務を行った。</p> <p>今後も規則、準則、要綱等に沿った適正な補助金交付事務を行う。</p>
8	災害共済給付制度共済掛金はスポーツ振興センター法で保育所が支出するものと規定されているが、市は市立の保育園だけでなく民間の保育所についてもこの共済掛金を支出していた。(保育課)	民間保育所に係る当該掛金については、法の趣旨を十分に理解し適正な支出となるよう、予算執行方法について見直しを図る。